

医療法人社団 松下会
白庭訪問看護ステーション
重要事項説明書
(訪問看護・介護予防訪問看護サービス)

事業所番号：2960990089

あなたに対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、平成11年3月31日厚生省令第37号（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準）第74条、第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 法人概要

法人名称	医療法人社団 松下会
所在地	〒630-0212 奈良県生駒市辻町4-1
法人種別	医療法人社団
代表者名	理事長 平林 倫子
設立年月日	昭和60年3月2日
電話番号	0743 - 75 - 0011
FAX番号	0743 - 74 - 7293
ホームページアドレス	http://www.allpines.jp/

2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	医療法人社団 松下会 白庭訪問看護ステーション
事業所の種類・指定番号	訪問看護ステーション・奈良県 2960990089号
所在地	〒630-0136 奈良県生駒市白庭台6-10-1
電話番号	0743 - 70 - 0072
FAX番号	0743 - 70 - 0098
開設年月日	平成28年10月1日
管理者の氏名	藤田 夕香
サービス提供地域	生駒市、奈良市

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	高齢者が住み慣れた地域で、安心して日常生活を送れるようサービスを提供致します。 介護を必要とする人へ、居宅生活空間の支援を適切かつ継続的に行います。
運営の方針	長年の医療法人の運営経験を活かし、自立している高齢者から中重度の介護が必要な高齢者まで、医療・看護・介護・リハビリテーションを継ぎ目なく提供致します。

4. ご利用事業所の職員体制

職務内容	人員数
管理者	
1. 職員の管理その他の管理を一元的に行います。 2. 職員に、法令等の規定を順守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤1名 (看護職員 兼務)

看護・リハビリ職員	
1. 利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握 2. 利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び排泄、食事等の看護・リハビリに関する相談及び援助等を行います。 3. それぞれの利用者について、訪問看護計画・介護予防訪問看護計画に従ったサービスの実施状況及び記録を行います。 4. 利用者へ訪問看護計画・介護予防訪問看護計画を交付します。 5. 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画・介護予防訪問看護計画の変更を行います。	看護師 常勤3名以上 (内1名管理者兼務) 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士

5. 営業時間

営業日	月曜日～土曜日（但し、祝日、12月30日～1月3日は除く）
営業時間	午前8時30分～午後5時00分

* ご本人様の状況、運営上等の理由により、サービス提供時間を超えてサービス提供を行う場合がございます。

※なお、理学療法士などによる訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてリハビリテーションを中心としたものである場合に 看護職員の代わりに訪問させるものであることから利用者の状態変化等に合わせ、定期的に看護師による訪問を行います。

6. 提供するサービス内容

- ①病状・障害の観察 ②清拭・洗髪等による清潔の保持 ③食事及び排泄等日常生活の世話
 ④褥創の予防・処置 ⑤リハビリテーション ⑥ターミナルケア
 ⑦認知症患者の看護 ⑧療養生活や介護方法の指導 ⑨カテーテル等の管理
 ⑩その他医師の指示による医療処置

7. 利用料

(1) 介護保険の適用を受ける利用者

- ①介護保険の適用を受けるサービス（利用者の負担割合額）
 ・ 訪問看護サービス ・ 介護予防訪問看護サービス
 ②介護保険の適用を受けないサービス（全額自己負担）
 ・ 介護保険の支給限度額を超えるサービス

(2) 医療保険の適用を受ける利用者

- ①医療保険の適用を受けるサービス（利用者の負担割合額）
 ②医療保険の適用を受けないサービス（全額自己負担）
 ・ 医療保険の適用回数を超えるサービス

(3) その他費用（全額自己負担）があります。

- ①交通費（サービス実施地域外はサービス利用ごとにつき 500 円）
 ②衛生材料については、サービス提供のために利用したものは、利用者の負担となります。
 ③水道・ガスなど、サービス提供のために利用したものは、利用者の負担となります。
 ④その他に費用についてはその都度ご相談させていただきます。

(4) 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求方法等
ア. 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。
イ. 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用者あてにお届けします。

② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の支払い方法等

ア. サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。

（ア）南都銀行による口座引き落とし サービスご利用月の翌月 25 日

（イ）南都銀行への口座振り込み サービスご利用月の翌月 25 日まで

銀行名：南都銀行 店番：150 口座番号：2241220

氏名：イリヨウホウジンシャダンマツシタカイヒガシイコマビョウイン

（ウ）現金支払い サービスご利用月の翌月 25 日まで

イ. お支払いの確認をしましたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（控除等の還付請求の際に必要となることがあります。）

（5）キャンセル料

訪問看護をキャンセルされた場合には、以下のとおりのキャンセル料を申し受けます。但し、病状の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

前日のキャンセル：無料

当日のキャンセル：利用料分の 50%

8. サービスの提供にあたって

- （1）サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所等に変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- （2）利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- （3）利用者に係る居宅介護支援事業所が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。尚、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- （4）サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。尚、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向等の変化により、必要に応じて変更することができます。
- （5）訪問看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業所が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。
- （6）キャンセルによるご利用日の変更に限り同月内での変更は可能ですが、翌月に繰り越しての変更はできませんのでご注意ください。またご利用曜日変更をお断りさせて頂く場合があります。
- （7）医療保険は、介護保険認定外の場合 週に 3 回を限度として適応されます。ただし、厚生労働省が定める疾患等や急性増悪、その他該当利用者の主治医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認められた状態のもので特別訪問看護指示書の期間では 介護保険ではなく医療保険での訪問看護が適応となります（週に 4 回以上の利用ができます）。

9. サービスの終了

- （1）利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 7 日前までにお申し出ください。

- （2）当法人の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了 14 日以上前までに通知いたします。

(3) 自動終了

以下の場合、双方の連絡がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ①利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ②介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ③介護報酬改定等でサービスのご利用が継続できない場合やご利用場所の変更が必要になった場合
- ④利用者が入院等の理由で1か月以上ご利用がない場合
- ⑤利用者がお亡くなりになった場合や被保険者資格を喪失した場合

(4) その他

- ①当法人が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者や家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当法人が倒産した場合、利用者は文書で解約を通知することによってすぐにサービスを終了することができます。
- ②利用者が、利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内にお支払いがない場合、または利用者やご家族等が当法人や当法人職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

10. 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 藤田 夕香
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

11. 身体拘束について

事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。但し、自傷他傷等の恐れがある場合等、利用者または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また、事業所として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性：直ちに身体拘束を行わなければ、利用者または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性：身体拘束以外に、利用者または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性：利用者または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

1 2. 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	
①	事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
②	事業所及び事業所の使用する者（以下「職員」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
③	また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
④	事業所は、職員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。
個人情報の保護について	
①	事業所は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
②	事業所は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
③	事業所が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料等が必要な場合は利用者の負担となります。）

1 3. 苦情申立窓口

窓口の名称		白庭訪問看護ステーション 事務所	生駒市役所介護保険課
電話番号		0743-70-0072	0743-74-1111（代）
対応 時間	平日	8：30～17：00	8：30～17：15
	土曜	8：30～17：00	なし
	日曜・祝日	なし	なし
定休日		日曜日、祝祭日	土曜日、日曜日、祝祭日

窓口の名称		奈良県健康福祉部長寿社会課 奈良県まちづくり推進局住まいまちづくり課	奈良県国民健康保険団体連合 会介護保険課
電話番号		0742-22-1101（代）	0744-29-8311（代）
対応 時間	平日	8：30～17：15	9：00～17：00
	土曜	なし	なし
	日曜・祝日	なし	なし
定休日		土曜日、日曜日、祝祭日	土曜日、日曜日、祝祭日

14. 緊急時の対応方法

利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医又は事業所の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また、緊急連絡先に連絡いたします。

協力医療機関	医療機関の名称	医療法人社団 松下会 白庭病院
	院長名	小林章郎
	所在地	〒630-0136 奈良県生駒市白庭台6-10-1
	電話番号	0743 - 70 - 0022
	診療科	内科・外科・整形外科・脳神経外科・眼科・泌尿器科・皮膚科・神経内科・麻酔科・放射線・リハビリテーション科
	入院設備	有
	救急指定の有無	有
	契約の概要	白庭病院は当事業所の同一法人の関連病院であり、協力医療機関として連携を結んでおります。

15. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。尚、事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

- ・ 加入保険会社名 東京海上日動株式会社
- ・ 保険名 訪問看護事業者特別約款
- ・ 補償の概要 賠償責任保険等

16. 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業所が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

17. 居宅介護支援事業所等との連携

- ①指定訪問看護の提供に当り、居宅介護支援事業所及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ②サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」のモニタリングの写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業所に速やかに送付します。
- ③サービス内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業所に送付します。

18. サービス提供の記録

- ①指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。
- ②利用者は、事業所に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

19. 非常災害対策

- ①事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取組みを行います。
- ②非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知します。

③定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

20. 衛生管理等

①訪問看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。

③食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。